

訓練奨励金の概要

今後も悪化が予想される雇用失業情勢の影響を受け、失業期間の長期化が懸念される中で、必要な訓練機会の確保を図るため、緊急人材育成支援事業による職業訓練を実施する実施機関に対して、訓練奨励金を支給します。

1 支給対象実施機関

訓練奨励金は、緊急人材育成支援事業訓練認定書の交付を受け、当該認定の基礎となる計画書に基づく訓練（基金訓練）を実施した実施機関に対して支給します。

2 訓練奨励金の支給額等

(1) 支給方法

基金訓練終了後に、実施機関からの申請を受け支給します。

ただし、訓練期間が3か月を超えるものにあつては、実施機関からの申請があつた場合には、基金訓練を開始した日から3か月ごとに、当該3か月に実施した訓練に相当する額を支給します。

(2) 支給額等

① 支給額

算定基礎月（訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の当日の前日までの区切られた各1か月間をいいます。）において、訓練奨励金の支給対象となる当該基金訓練に在籍する受講者数に、以下の月額を乗じて得た額を支給します。

ア 職業横断的スキル習得訓練コース	6万円
イ 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース	
基礎演習コース	10万円
実践演習コース	6万円
ウ 社会的事業者等訓練コース	10万円

② 1か月未満の訓練の実施に係る取扱い

最終の算定基礎月における支給に当たっては、当該期間に訓練を行った日が10日以上ある場合は、1か月分の支給額を支給しますが、10日に満たない場合は、当該期間に係る訓練奨励金は支給されません。

3 訓練奨励金の支給手続

訓練奨励金の支給を受けようとする実施機関は、「訓練奨励金支給申請書」に、認定書の写し及び本人の署名がある「訓練出欠状況確認書」を添付して、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターを経由して、中央職業能力開発協会に提出してください。

支給申請書の提出期限は、基金訓練が終了した日の属する月の翌月10日までです。ただし、訓練期間が3か月を超える場合で、実施機関からの要請があったときには、基金訓練開始日から3か月ごとに申請することができます。

4 訓練奨励金の不支給

- (1) その実施に当たって必要な経費が国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人等により措置されているものに対しては、訓練奨励金は支給されません。ただし、当該訓練の実施を目的に措置された予算でない、一般的な設備費、運営費等については、この限りではありません。
- (2) 偽りその他不正な行為により、緊急人材育成・就職支援基金において支給する他の奨励金の支給を受け、又は受けようとし、当該奨励金に係る支給決定取消・返還措置を執られ、3年を経過していない実施機関に対しては、訓練奨励金は支給されません。

5 支給決定の取消し及び訓練奨励金の返還

訓練奨励金の支給を受けた実施機関が次の①、②又は③に該当する場合には、支給取消となり、取り消された額の訓練奨励金を返還しなければなりません。

- ① 偽りその他不正の行為により緊急人材育成・就職支援基金において支給する他の奨励金の支給を受け、又は受けようとした場合
支給した訓練奨励金の全部又は一部
- ② 偽りその他不正の行為により訓練奨励金の支給を受けた場合
支給した訓練奨励金の全部又は一部
- ③ 支給を受けるべき額を超えて訓練奨励金の支給を受けた場合
当該支給を受けるべき額を超えて支払われた部分の額